

報告第2号

専決処分した事件の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年（2025年）5月16日提出

宝塚市長 森 臨太郎

専決第7号

専 決 処 分 書

宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年（2025年）3月31日

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第19号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例

宝塚市市税条例（昭和29年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第79条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第85条第2項第5号中「定格出力」の次に「（第79条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第85条の2第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示する」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示する」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）

の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

- ３ 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第９条の２第２３項中「附則第１５条第３７項」を「附則第１５条第３６項」に改め、同条第２４項中「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３７項」に改め、同条第２５項中「附則第１５条第４１項」を「附則第１５条第４０項」に改め、同条第２６項中「附則第１５条第４２項」を「附則第１５条第４１項」に改める。

附則第９条の３中第１５項を第１６項とし、第１４項を第１５項とし、第１３項の次に次の１項を加える。

- １４ 市長は、法附則第１５条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号）第５条の２第１項に規定する管理組合の管理者等から法附則第１５条の９の３第２項に規定する期間内に施行規則附則第７条第１７項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第１５条の９の３第１項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項の規定を適用することができる。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

- ２ 改正後の第７９条（第１号に係る部分に限る。）の規定は、令和７年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和６年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- ３ 改正後の附則第９条の３第１４項の規定は、令和７年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和６年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

報告第3号

専決処分した事件の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年（2025年）5月16日提出

宝塚市長 森 臨太郎

専決第8号

専 決 処 分 書

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年（2025年）3月31日

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第20号

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例

宝塚市都市計画税条例（昭和33年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第19項中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 55 号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）5 月 16 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例

宝塚市市税条例（昭和 29 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を施行規則第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 35 条の 2 中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 37 条の 2 第 1 項ただし書中「若しくは法第 314 条の 2 第 4 項」を「、法第 314 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 37 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 37 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 37 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 37 条の 3 の 3 第 1 項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第 15 条の 3 の 2 の次に次の 1 条を加える。

（加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例）

第 15 条の 3 の 3 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 87 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たば

こ（第 87 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 88 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第 89 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第 87 条第 1 号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第 2 条第 2 号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第 8 条の 4 の 2 に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）

当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第 8 条の 4 の 3 に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第 3 項までにおいて同じ。）

の 0.35 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの 1 本当たりの重量が 0.35 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法

- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0.2 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量が 4 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個をもって紙巻たばこの 20 本に換算する方法

- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第 1 号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第 2 号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に 0.1 グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

- 4 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ（第 88 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

- (1) 第 1 項第 1 号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第88条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第15条の3の2の次に1条を加える改正規定及び附則第7項から第9項までの規定 令和8年4月1日

(2) 第19条の改正規定及び次項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

2 改正後の宝塚市市税条例（以下「新条例」という。）第19条の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

3 新条例第35条の2及び第37条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第37条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第37条の3の2第1項第3号及び第37条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

5 新条例第37条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき宝塚市市税条例第32条に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する新条例第37条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき給与について提出した改正前の宝塚市市税条例（以下「旧条例」という。）第37条の3の2第1項及び第

3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 6 新条例第37条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第37条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第37条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

- 7 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第15条の3の3第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 8 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、宝塚市市税条例第87条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第89条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第15条の3の3の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（1） 宝塚市市税条例第89条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第15条の3の3第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

（2） 新条例附則第15条の3の3の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

- 9 前項第1号及び第2号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第 56 号

宝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）5 月 16 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 19 条第 1 項及び第 2 項」を「第 19 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項」に改める。

第 16 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、30 分を単位として行うものとする。

第 16 条第 2 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条の次に次の 4 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第 16 条の 2 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

（1） 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

（2） 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間）

第16条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第16条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、77時間30分とする。

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第16条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第17条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により給与額を減額して支給する場合における勤務時間の端数の処理、給与額の減額の方法その他必要な事項は、規則で定める。

第18条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第18条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたこととする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合に係るこの条例による改正後の第16条の4の規定の適用については、同条中「77時間30分」とあるのは、「38時間45分」とする。

（宝塚市水道事業及び下水道事業の職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

- 3 宝塚市水道事業及び下水道事業の職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「第16条」の次に「及び第16条の2」を加える。

（宝塚市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

- 4 宝塚市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「第16条」の次に「及び第16条の2」を加える。

議案第 57 号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する
ものとする。

令和 7 年（2025 年）5 月 16 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例（昭和 29 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 3 年 1 月 1 日」を「令和 7 年 8 月 1 日」に、「令和 7 年 4 月 18 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に、「965, 100 円」を「548, 500 円」に、「819, 400 円」を「830, 100 円」に、「720, 100 円」を「721, 600 円」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

(令和 7 年 12 月に支給する期末手当に関する特例)

3 令和 7 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 令和 7 年 4 月 19 日から同年 7 月 31 日までの間における在職期間に応じて支給された給料の合計額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得た額

ア 市長 100 分の 10

イ 副市長 100 分の 7

ウ 教育長 100 分の 5

(2) 令和 7 年 6 月に支給された期末手当の額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ

次に定める割合を乗じて得た額

ア 市長 100分の10

イ 副市長 100分の7

ウ 教育長 100分の5

(宝塚市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第2条 宝塚市上下水道事業管理者の給与に関する条例（昭和44年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「昭和29年条例第21号」の次に「。以下「特別職給与条例」という。」を加える。

附則第2項中「令和3年11月1日」を「令和7年8月1日」に、「令和7年4月18日」を「令和8年3月31日」に、「720,100円」を「721,600円」に改める。

附則に次の1項を加える。

(令和7年12月に支給する期末手当に関する特例)

3 令和7年12月に支給する期末手当の額は、特別職給与条例第3条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 令和7年4月19日から同年7月31日までの間における在職期間に応じて支給された給料の合計額に、100分の5を乗じて得た額

(2) 令和7年6月に支給された期末手当の合計額に、100分の5を乗じて得た額

(宝塚市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第3条 宝塚市病院事業管理者の給与に関する条例（平成17年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「昭和29年条例第21号」の次に「。以下「特別職給与条例」という。」を加える。

附則第2項中「令和3年11月1日」を「令和7年8月1日」に、「令和7年4月18日」を「令和8年3月31日」に、「720,100円」を「721,600円」に改める。

附則に次の１項を加える。

（令和７年１２月に支給する期末手当に関する特例）

- ３ 令和７年１２月に支給する期末手当の額は、特別職給与条例第３条第３項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（１） 令和７年４月１９日から同年７月３１日までの間における在職期間に応じて支給された給料の合計額に、１００分の５を乗じて得た額

（２） 令和７年６月に支給された期末手当の合計額に、１００分の５を乗じて得た額

附 則

この条例は、令和７年８月１日から施行する。

議案第 58 号

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）5 月 16 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例（平成 3 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 10 号及び第 11 号並びに第 2 条第 1 項第 1 号ア（ア）及びイ（イ）中「80 万円」を「80 万 9,000 円」に改める。

附則第 6 項第 1 号及び第 2 号中「第 292 条第 1 項第 8 号」を「第 292 条第 1 項第 9 号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。ただし、附則第 6 項第 1 号及び第 2 号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の規定は、令和 7 年 7 月 1 日以後の診察、薬剤の支給等に係る医療費の助成について適用し、同日前の診察、薬剤の支給等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 59 号

財産（消防救急デジタル無線機（携帯型移動局無線機））の取得について

次のとおり財産を取得しようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）5月16日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 財産の種類及び数量 | 消防救急デジタル無線機（携帯型移動局無線機）41台 |
| 2 | 財産の配置場所 | 宝塚市消防本部、宝塚市西消防署（各出張所含む。）、宝塚市東消防署（各出張所含む。）及び宝塚市消防団 |
| 3 | 取得の目的 | 消防救急デジタル無線機（携帯型移動局無線機）の更新 |
| 4 | 取得の金額 | ¥15,018,300.- |
| 5 | 取得の相手方 | 大阪市中央区城見2丁目2番22号
株式会社国際電気 西日本支社
支社長 藤原 千嘉 |

議案第 6 0 号

宝塚市自治功労者の認定について

次の者を宝塚市自治功労者としていたので、宝塚市自治功労者条例第 2 条第 3 号の規定により、議会の認定を求める。

令和 7 年（2 0 2 5 年）5 月 1 6 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市自治功労者に認定しようとする者

住 所



氏 名 井 上 輝 俊

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第 61 号

宝塚市自治功労者の認定について

次の者を宝塚市自治功労者としたいので、宝塚市自治功労者条例第 2 条第 3 号の規定により、議会の認定を求める。

令和7年（2025年）5月16日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市自治功労者に認定しようとする者

住所

氏 名 影 山 修 司

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第 6 2 号

宝塚市自治功労者の認定について

次の者を宝塚市自治功労者としていたので、宝塚市自治功労者条例第 2 条第 3 号の規定により、議会の認定を求める。

令和 7 年（2 0 2 5 年）5 月 1 6 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市自治功労者に認定しようとする者

住 所



氏 名 池 澤 伸 夫

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第 6 3 号

宝塚市自治功労者の認定について

次の者を宝塚市自治功労者としていたので、宝塚市自治功労者条例第 2 条第 3 号の規定により、議会の認定を求める。

令和 7 年（2 0 2 5 年）5 月 1 6 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市自治功労者に認定しようとする者

住 所



氏 名 大 谷 英 次

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

議案第 6 4 号

宝塚市自治功労者の認定について

次の者を宝塚市自治功労者としていたので、宝塚市自治功労者条例第 2 条第 3 号の規定により、議会の認定を求める。

令和 7 年（2 0 2 5 年）5 月 1 6 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市自治功労者に認定しようとする者

住 所



氏 名 濱 田 一二三

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。

諮問第 4 号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

宝塚市の区域の人権擁護委員 13 人のうち 1 人の任期が、令和 7 年 12 月 31 日をもって満了するため、次の者を委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 7 年（2025 年）5 月 16 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者

住 所



氏 名 松 尾 隆 寛

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。